

第3回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(平成30年6月25日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- | | |
|----|----------------------------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 第2 | 諸般の報告(推薦委員、事務局) |
| 第3 | 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について |
| 第4 | 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 第5 | その他 |

◎出席委員 (10名)

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 樋口 國先 |
| 2番 | 瓜田 晃 |
| 3番 | 荒谷 和江 |
| 4番 | 山下 博史 |
| 5番 | 長谷川 和夫 |
| 6番 | 菅野 能弘 |
| 7番 | 神野 充布 |
| 8番 | 杉田 文枝 |
| 9番 | 藤本 博 |
| 10番 | 外崎 敬雄 |

◎農業委員会事務局

- | | |
|-------|------|
| 事務局長 | 川端秀司 |
| 事務局次長 | 中村 稔 |
| 係長 | 村田絵美 |

◎開会宣言

外崎会長 | ただいまの出席は全員出席です。定数に達しておりますので、ただいまから第3回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

外崎会長 | <日程第1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名委員に4番山下委員、5番長谷川委員にご指名いたしましたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

外崎会長 | ご異議がないようでありますので山下委員、長谷川委員を議事録署名委員に決定いたしました。

◎日程第2 諸般の報告について

外崎会長 | <日程第2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告事項があれば発言してください。ありませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長 | それでは、私の方から全国農業委員会会長大会に出席して参りましたので、報告をさせていただきます。日時は5月29日から31日までの2泊3日でございます。出発は旭川10時10分の飛行機に乗りまして、羽田に12時に着きまして、その後、築地市場に行って昼食をとり、議員会館に向かひまして、地元の国会議員ということで衆議院の佐々木隆博議員、参議院の小川勝也議員にいろいろお話をうかがい、地域の要請などを行って参りました。その後、夜の夕食会には、両議院を交え懇親会を行いました。次の日は、ホテルを朝8時30分に出て、北海道選出国會議員要請集会に午前中参加し、要請を行っております。午後からは、全国農業委員会会長大会ということで、会場は文京区シビックホールでございます。文京区の区役所の中にあり、場所は後樂園球場の隣です。終りまして、箱根のホテルで宿泊しております。箱根に生まれて始めて行ったけど、えらい山の中を登って行って、沢の中にホテルが転々とあって、遊び場も外出して歩く店屋もあるわけでもなく、ほんとに山の中で、これが箱根がと思いながら、感心しながら、がっかりしながら帰ってきました。次の日は、羽田に午後2時の飛行機に乗るために、途中、神奈川県平塚市の障がい者支援施設を見学して参りました。中ではトマトジュースを製造して売ってまして、それは自分達でトマトも作っていました。その他は、ホンダの車の部品の組立もしている。地元の仕事にも出かけている方もいた。その中で、仕事に出ている方の賃金をききますとものすごく低賃金、安いです。1日行って2千円になるかならないか。助成をもらって施設をやっているから、それ以上もらえないようなことを言っていました。パンフレットを回しますので見てください。視察が終って、昼食をとって、旭川に帰ってきました。旭川に来て飛行場では小降りだったのですが、東神楽から当麻、比布にぬけるまでは底抜けのもの凄い雨だった。それで、比布、塩狩ぐらいまでは小降りで、いいのかなと思ったら峠越えて和寒で雨がもの凄くて、それからこっちに帰ったら雨がなかった。家に帰って聞いたら「ひとつ

外崎会長 ただいまの報告に対し、ご質疑があれば受け賜ります。
ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長 なければ次に進みます。

◎日程第3 議案第1号

外崎会長 <日程第3>議案第1号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたしますが、本件につきましては、美深町農業委員会会議規則第16条の規定により議事参与の制限で参与することができない委員がおります。

はじめに、整理番号29番を説明いたしますので、3番荒谷委員ご退席ください。

(荒谷委員退室)

外崎会長 それでは、事務局より説明願います。

村田係長 はい、係長。

外崎会長 はい、係長。

村田係長 4ページをご覧ください。

議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美深町長より決定を求められた平成30年度第3号農地利用集積計画について審議を求めます。

整理番号29番、譲渡人、字〇〇△△番地△△ 〇〇〇さん、譲受人、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△、△△△㎡の所有権移転、売買です。所有権の移転時期は平成30年6月26日、対価の支払期限は平成30年12月25日まで、土地の引渡時期は対価の支払日です。価格総額△△、△△△円、反当り△△、△△△円です。こちらの案件ですが、4月の第1回総会で〇〇さんと〇〇さんで農地の売買を行っておりましたが、〇〇さんの所有している農地を確認したところ、△筆農地が残っていることがわかり今回売買を行います。説明以上です。

外崎会長 整理番号29番について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。ありませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長 ご質疑等ないようでありますので、整理番号29番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長 全員賛成です。

(荒谷委員入室)

- 外崎会長 続いて整理番号 30 番から 33 番について事務局より説明願います。
- 村田係長 はい、係長。
- 外崎会長 はい、係長。
- 村田係長 整理番号 30 番、貸主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇〇さん、借主、字〇△条
〇△丁目△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇さん、土
地の所在、美深町字〇〇△△△番△の内、地目、公簿田、現況田、面積△△、
△△△㎡の内△△、△△△㎡の賃貸借です。期間は、平成 30 年 6 月 26 日から
平成 35 年 6 月 25 日まで、小作料は反当り△、△△△円、年額△△△、△△△
円です。継続の案件です。
5 ページをお開きください。
整理番号 31 番、貸主、〇〇市〇〇〇〇△丁目△-△△ 〇〇〇〇〇〇さん、借
主、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、
地目、公簿田、現況畑、面積△△、△△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△
△、△△△㎡の賃貸借です。期間は平成 30 年 6 月 26 日から平成 35 年 6 月 25
日まで、小作料は反当り△、△△△円、年額△△△、△△△円です。こちらも
継続の案件です。
整理番号 32 番、貸主、字〇〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇〇
△△△番地 〇〇〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇〇△△△番△、地目、
公簿牧場、現況牧場、面積△△、△△△㎡、6 ページまで続きますが、他△△
筆、合計△△筆、合計面積△△△、△△△㎡の賃貸借です。期間は平成 30 年 6
月 26 日から平成 35 年 6 月 25 日まで、小作料は反当り△、△△△円、年額△
△△、△△△円です。新規の案件です。
整理番号 33 番、貸主、字〇〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇〇
△△△番地 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在、
美深町字〇〇〇△△△番△、地目、公簿牧場、現況牧場、面積△△、△△△㎡、
7 ページまで続きますが、他△△筆、合計△△筆、合計面積△△△、△△△㎡
の賃貸借です。期間は平成 30 年 6 月 26 日から平成 35 年 6 月 25 日まで、小
作料は反当り△、△△△円、年額△△△、△△△円です。新規の案件です。整
理番号 32 番と 33 番ですが、貸主の〇〇さんが離農されることから所有して
いる農地の賃貸になります。説明以上です。
- 外崎会長 整理番号 31 番から 33 番について審議願います。30 番は保留にします。
30 番の保留は単価と面積をかけたとき、年額が違いまして、それで、この単
価で面積をかけると最低△△△、△△△円になるので、単価を出して、面積が
はつきりあるのに合わない金額では。保留にしますので、後から本人交えた
中で了解した金額をはつきり出していただきたい。
それでは、31 番から 33 番についてご質疑、ご意見を賜ります。
ございませんか。
- (「なし」という者あり)
- 外崎会長 ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方
の挙手を求めます。
- (全員の挙手あり)
- 外崎会長 全員賛成です。
よって議案第 1 号農用地利用集積計画の決定については、30 番を除いて原案
のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

- 外崎会長 <日程第4>議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について議題に供します。事務局より説明いたします。
- 村田係長 はい、係長。
- 外崎会長 はい、係長。
- 村田係長 それでは8ページをご覧ください。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおりあったので審議を求めます。
整理番号1番、土地の所有者、転用者共に、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△の内、地目、公簿田、現況畑、面積△△、△△△㎡の内△、△△△㎡の自己転用です。転用の目的は、牛舎及びバーク小屋の建設、牧草ロール等飼料置き場、作業場、通路の設置です。転用の理由、規模拡大を図るため、牛舎及びバーク小屋の建設、牧草ロール等の飼料置き場、作業場、通路を設置するが、既存の農業用施設用地内では設置する場所がないため隣接している当該地を転用する。計画の内容、牛舎、建築面積△、△△△㎡、所要面積△、△△△㎡、バーク小屋、建設面積△△△.△㎡、所要面積△△△㎡、飼料置き場、所要面積△、△△△㎡、作業場及び通路、所要面積△、△△△㎡、建築面積合計△、△△△.△㎡、所要面積合計△、△△△㎡、工事計画期間は許可日から平成30年11月30日までです。説明以上です。
- 外崎会長 議案第2号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。ありませんか。

(「なし」という者あり)
- 外崎会長 ご質疑等がないようでありますので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)
- 外崎会長 全員賛成です。
よって、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

- 外崎会長 <日程第5>その他、委員のみなさまから何かございませんか。

(「なし」という者あり)
- 外崎会長 なければ、事務局から何かありませんか。

◎閉会宣言

外崎会長

以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第3回総会を終了いたします。
大変お疲れさまでした。

※終了 午後14時05分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑩

署名委員 4 番

⑩

署名委員 5 番

⑩